

石川県公報

平成31年4月18日(木曜日)

号 外

(第29号)

目 次

人事委員会
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

1

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月十八日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第六号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第四の2の項第一号(1)中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同項第一号(1)中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

別表第十知事の事務部局の部高松病院の項中

医事課長	五種
科 長	
医 長	
副 部 長	
課 参 事	

を

医事課長	五種
科 長	
医 長	
副 部 長	
課 参 事	
ダイケアセンター次長	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第四及び別表第十の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

